

三春深田和住宅団地／建築協定に定められた建築物等に関する基準の概要

項 目	協 定 基 準
敷地	分割はできない。
擁壁の構造	道路との境界に設置する擁壁は道路面から高さ80センチメートル以下とする。ただし、道路面から80センチメートル以上後退し設置する擁壁はこの限りでない。緑道に面する擁壁は現状の変更はできないものとする。
垣・柵等の構造	木竹造または生垣とする。
外壁の後退距離	外壁、柱の面から : 1.7m以上 地下車庫、開放性のある車庫 : 道路境界線から0.8m以上
構造	主要構造部は木造。ただし、車庫は除く。
用途	住宅、診療所 店舗・事務所その他これに類する併用住宅で床面積の1/2以下、かつ50㎡以下で建築基準法施行令130条の3で定めるもの。
建築物の高さ	最高高さ 地盤面から10mを超えないこと 軒の高さ // 7mを超えないこと
建ぺい率・容積率	建ぺい率40％・容積率60％ (敷地面積は緑地部分を除いた面積とする。)
屋根形状及び勾配	二方向以上で4寸以上の傾斜屋根 軒出は柱心より90cm以上
建築設備	冷暖房機等の室外機、プロパンガスボンベ、物置、ごみ置場及び物干場等は道路及び緑道から見えない位置に設置するか、若しくは、母屋と一体的にし、周辺環境と調和するデザインとする。
排水設備等	設置する便所は水洗式とし、浄化槽は合併式とする。
その他	緑道に面する敷地は、緑道側に玄関へのアプローチを設ける。 屋外広告物・自動販売機は設置してはならない。

注) 上記は、協定内容の概要をまとめたものです。詳細については、協定書を確認してください。